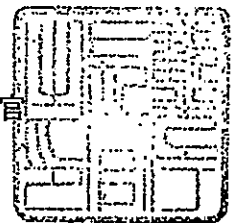




観・観産第132号
平成24年6月29日
観・観産第411号
一部改正 平成28年10月31日
観・観産第622号
一部改正 平成29年12月28日
観参第185号
一部改正 平成30年8月30日
観参第433号の4
一部改正 令和元年8月1日

各都道府県知事 殿

観光庁長官



「道路運送法第9条の2第1項に規定する一般貸切旅客自動車運送事業者（貸切バス事業者）運行のバスを利用して旅行を企画・実施する旅行業者等又は旅行サービス手配業者が旅行者又は旅行に関するサービスを提供する者と締結した契約の内容に係る重要な事項について」の一部改正について

平成28年1月15日に発生した軽井沢スキーバス事故を踏まえ、国土交通省では軽井沢スキーバス事故対策検討委員会がとりまとめた「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」を実施してきたところです。

今般、自動車局より、実質的な下限割れ運賃の防止等に向けた取引環境のさらなる適正化のため、令和元年6月14日に「旅客自動車運送事業運輸規則第7条の2第1項の運送引受書の記載事項を定める告示」（平成24年国土交通省告示第769号）を改正し、同年8月1日より、貸切バス事業者が運送の申込者に対して交付する運送引受書の記載事項に、当該運送に係る手数料等の額を追加したことを受け、別添のとおり、「旅客自動車運送事業運輸規則第7条の2に規定する運送引受書の交付について」（平成30年8月23日付け国自旅第137号）の参考様式を改正した旨の通知があったことから、「道路運送法第9条の2第1項に規定する一般貸切旅客自動車運送事業者（貸切バス事業者）運行のバスを利用して旅行を企画・実施する旅行業者等又は旅行サービス手配業者が旅行者又は旅行に関するサービスを提供する者と締結した契約の内容に係る重要な事項について」（平成24年6月29日付け観・観産第132号）を別添新旧対照表のとおり改正したので通知します。

つきましては、本改正の趣旨及び内容について了知されるとともに、一般社団法人日本旅行業協会又は一般社団法人全国旅行業協会非加盟の登録旅行業者等に対して、当該事業者が、貸切バス事業者が運行するバスを利用した旅行を企画・実施する際には、本通達によることとされるよう、周知徹底を図っていただくようお願いいたします。

貸切バスを利用した旅行における旅行業者等と貸切バス事業者との契約内容に係る重要な事項について

貸切バス事業者が運行するバスを利用した旅行を企画・実施する旅行業者等（旅行サービス手配業者を含む。以下同じ。）が貸切バス事業者と締結した契約の内容に係る重要な事項は、下記のとおりとする。

1. 契約の内容

（1）運送の申込みに係る記載事項

運送の申込みの記載事項を以下のとおり定める。

- ① 運送の申込者の氏名又は名称及び住所並びに電話番号その他の連絡先
- ② 運送を引受ける貸切バス事業者と運送契約を締結する者の氏名又は名称及び住所並びに電話番号その他の連絡先
- ③ 運送の申込みに係る乗車人員
- ④ 乗車定員別又は車種別の事業用自動車の数
- ⑤ 事業用自動車の配車の地点及び日時
- ⑥ 旅客が乗車する区間
- ⑦ 運行の経路並びに主な経由地における発車及び到着の時間
- ⑧ 事業用自動車の発車及び到着の日時、宿泊又は待機を要する場合はその旨その他事業用自動車の運行に関する旅行の日程
- ⑨ 運賃及び料金の支払方法
- ⑩ 一般貸切旅客自動車運送事業標準運送約款第12条に規定する運賃の割引の適用を受けるときは、その旨
- ⑪ 特約事項があるときは、その内容

（2）運送の引受に係る記載事項

貸切バス事業者から交付された旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号）第7条の2に規定する運送引受書の記載事項とする。

なお、貸切バス事業者から交付を受けた運送引受書に、手数料金額（実費に対する手数料がある場合を含む）、月払・年払等の手数料又はその他経費等に該当する費用（以下「手数料等」という。）の記載がある場合、旅行業者等は、当該手数料等の取引の相手方として、その記載内容について十分に確認を行うものとする。

2. 運送の申込み及び運送引受書の保存等

（1）運送の申込み及び運送引受書の保存

運送申込書は、原則として貸切バスの運行単位（運行の開始から終了まで）

毎に作成し、貸切バス事業者が交付した最終的な契約内容が記載された運送引受書を保存する。

なお、実務上の利便性も考慮し、必ずしもこれに限定せず、1. の記載事項を貸切バスの運行単位毎に複数の書面に保存すること、又は、1. の記載事項を貸切バスの運行単位毎に把握できる形式で記録することなども可能とする。

(2) 運送引受書等の保存期間

- ① 運送引受書の保存期間は、運行の終了の日から1年間とする。
- ② 運送引受書に手数料等の記載がある場合、当該費用に係る貸切バス事業者と旅行者等との間で締結した契約書面の写し等を、契約の有効期限終了の日から1年間保存するものとする。

(3) その他

モデル様式は別添のとおり。

事 務 連 絡

令和元年7月29日

各都道府県旅行業担当部長 殿

観光庁参事官(旅行振興)

旅行業者等と貸切バス事業者との間で取引される手数料等の取扱いについて

貸切バス事業者から旅行業者等(旅行サービス手配業者を含む。以下同じ。)に対し、運送の引受けに際して支払われる手数料等(名目に関わらず、運送の引受けに際して旅行業者等に支払う金銭をいう。以下同じ。)における、旅行業法上の取扱いについては、「旅行業者と貸切バス事業者との手数料等の取引に関する旅行業法の取扱いについて」(平成31年4月1日付け観参第6号通達)により通知したところです。

今般、「旅客自動車運送事業運輸規則第7条の2第1項の運送引受書の記載事項を定める告示」(平成24年国土交通省告示第769号)が令和元年6月14日に改正・公布され、運送引受書の記載事項に、運送に係る手数料等の額が新たに追加され、同年8月1日から施行されることとなったことに伴い、別添の新旧対照表のとおり、「一般貸切旅客自動車運送事業における旅行業者等との過大な手数料等の取引に関する道路運送法の取扱いについて」(平成31年3月29日付け国自旅第207号通達)が改正され、貸切バスの運賃・料金の割戻しの対象となる手数料等の定義が明確化されました。

このため、運送の引受けに際して貸切バス事業者から旅行業者等に対して支払われる手数料等の取扱いに関する基本的な考え方を別添のとおり整理したので、その旨お知らせするとともに、一般社団法人日本旅行業協会又は一般社団法人全国旅行業協会非加盟の登録旅行業者等に対して周知を図っていただくようお願いいたします。

旅行業者等と貸切バス事業者との間で取引される手数料等の取り扱いについて

1. はじめに

(1) 前提

貸切バス事業者が、運送を申し込む旅行業者等に対して、あつ旋手数料(以下、単に「手数料」という。)を支払うことは、商慣習上定着している取引であり、原則として当事者間の自由な競争の下で行われるものであるが、「一般貸切旅客自動車運送事業における旅行業者等との過大な手数料等の取引に関する道路運送法の取扱いについて」(平成31年3月29日付け国自旅第207号通達)のとおり、過大な手数料等(名目に関わらず、運送の引き受けに際して旅行業者等に対して支払われる金銭のことをいう。)の支払いによって、貸切バス事業者の安全コストが阻害されていると判断された場合は、貸切バス事業者は道路運送法違反に問われるとともに、「旅行業者と貸切バス事業者との手数料等の取引に関する旅行業法の取扱いについて」(平成31年4月1日付け観参第6号通達)のとおり、当該貸切バス事業者と取引を行った旅行業者等に対しても、旅行業法に基づく業務改善命令の対象となることを通知しているところです。

(2) 手数料に該当するかどうかの判断の必要性

貸切バス事業者が旅行業者等に対して支払う手数料については、「手数料」といった名称・名目で取引が行われていることが一般的であるが、なかには「広告宣伝費」であるとか、「協力金」などといった名称での取引が行われている場合であっても、名目上手数料と区別しているだけであって、実質的には手数料と同一の性質・目的をもって取引が行われている場合があり、そのような費用については、実態としては、手数料に類するものとして取り扱う必要があるものとする。

このため、貸切バス事業者から旅行業者等に対して支払われる金銭が、どういった名称・目的・内容で取引されているのかについては、個々の取引の実態に即して判断を行う必要があるが、どういった金銭の支払いが手数料に当たるのかそうでないかについて、基本的な考え方を以下に示すこととする。

2. 手数料の基本的な考え方について

(1) 貸切バス事業者が、運送の引き受けに際して、名目の如何を問わず運送申込者である旅行業者等に支払う金銭について、手数料か否かの判断を行うものとする。

ただし、実際に発生した経費としての実体があり、貸切バス事業者側に支払義務が発生するものであって、かつ、当該費用の支払額が著しく社会通念を逸脱しているものではない

場合は、基本的に手数料としては取り扱わないものとする。

(2) 運送の引き受けに際して支払われる金銭とは、必ずしも個々の運送の引き受けの都度毎に精算を行うものに限らず、月単位や年単位でその額・率を取り決めて支払いを行っていたり、運送実績等に応じて支払い額が変動するような取扱いとしているようなものも含むものとする。

(3) 貸切バス事業者が、運送申込者である旅行業者等以外の第三者に支払う金銭がある場合であっても、貸切バス事業者から第三者に支払われた金銭を、当該第三者を経由して(その間に他の第三者を経由する場合も含む)、旅行業者等が収受しており、当該収受した金銭が実質的に手数料と同一の性質・目的をもって取引されているような実態がある場合は、手数料として取り扱うものとする。

(4) 貸切バスの運送に当たって発生した有料道路代、駐車場代、ガイド料や昼食代等といった費用に対して、貸切バス事業者が立替払いとしてサービス等の提供者に対して支払った額から、名目の如何を問わず何らかの金額を控除して旅行業者等との間で精算を行っている場合は、手数料として取り扱うものとする。

なお、立替払いを行った費用の精算以外の名目で、貸切バス事業者から旅行業者等に対して支払われている金銭があり、当該金銭の支払いが実質的に手数料と同一の性質・目的をもって取引されているような実態がある場合は、手数料として取り扱うものとする。

(5) 以上で示した考え方にしたがって、個別の事案に応じて、手数料に該当する経費か否かについて総合的に判断するものとする。

<参考>

「実質的に手数料と同一の性質・目的をもって取引が行われているもの」とは、例えば「広告宣伝費」として取引されたものに関して、広告物や宣伝を実施するという実体が無かったり、実経費が発生している場合であっても、当該費用が社会通念上著しく実態と乖離している場合や、「負担金・協力金」などといった名目で旅行業者等が貸切バス事業者から金銭を徴収する場合に、どういった目的・内容で負担を求めるものであり、それがどういった形で活用されるものなのかが明らかではなく、当該費用についての客観的な説明が困難であるような場合は、実質的に運送の引き受けに際して取引される手数料と同様の性質・目的をもった経費であると判断し、手数料として取り扱うものとする。

(手数料以外の名目の経費の例)

広告宣伝費、負担金、協力金、協賛金、交際費、旅費、会議費、備品消耗品費、
加盟料、システム利用料、各種会費等

国自旅第61号の3
令和元年 7月 9日

観光庁参事官（旅行振興） 殿

自動車局旅客課長

「一般貸切旅客自動車運送事業における旅行業者等との過大な手数料等の取引に関する道路運送法の取扱いについて」の一部改正について

平成28年1月15日に発生した軽井沢スキーバス事故を踏まえ、軽井沢スキーバス事故対策検討委員会がとりまとめた「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」を実施してきたところ。このうち、手数料等による実質的な下限割れ運賃防止等の取引環境のさらなる適正化のため、本年6月14日に「旅客自動車運送事業運輸規則第7条の2第1項の運送引受書の記載事項を定める告示」（平成24年国土交通省告示第769号）を改正し、本年8月1日より、一般貸切自動車運送事業者が運送の申込者に対して交付する運送引受書の記載事項に当該運送に係る手数料等の額を追加したことから、今般、「一般貸切旅客自動車運送事業における旅行業者等との過大な手数料等の取引に関する道路運送法の取扱いについて」（平成31年3月29日付け国自旅第307号）を別添新旧対照表のとおり改正したので、この旨了知されるとともに、本取扱いが適切に実施されるよう一般社団法人日本旅行業協会及び一般社団法人全国旅行業協会等関係団体に対して周知されたい。

「道路運送法第9条の2第1項に規定する一般貸切旅客自動車運送事業者(貸切バス事業者)運行情のバスを利用して旅行を企画・実施する旅行者等又は旅行サービス提供者が旅行者又は旅行に関するサービスを提供する者と締結した契約の内容に係る重要な事項について」(平成24年6月29日観産第132号)の一部改正に係る新旧対照表(令和元年8月1日付け観参第433号による改正)

(下線部分が改正箇所)

改正後	現行
貸切バス事業者等と貸切バス事業者との契約内容に係る重要な事項について 貸切バス事業者が運行するバスを利用した旅行を企画・実施する旅行業者等（旅行サービス手配業者を含む。以下同じ。）が貸切バス事業者と締結した契約の内容に係る重要な事項は、下記のとおりとする。 1. 契約の内容 (1) 運送の申込みに係る記載事項 運送の申込みの記載事項を以下のとおり定める。 ① 運送の申込者の氏名又は名称及び住所並びに電話番号その他の連絡先 ② 運送を受ける貸切バス事業者と運送契約を締結する者の氏名又は名称及び住所並びに電話番号その他の連絡先 ③ 運送の申込みに係る乗車人員 ④ 乗車定員別又は車種別の事業用自動車の数 ⑤ 事業用自動車の記車の地点及び日時 ⑥ 旅客が乗車する区間 ⑦ 運行の経路並びに主な経由地における発車及び到着の時間 ⑧ 事業用自動車の発車及び到着の日時、宿泊又は待機を要する場合はその旨その他事業用自動車の運行に関する旅行の日程 ⑨ 運賃及び料金の支払方法 ⑩ 一般貸切旅客自動車運送事業標準運送約款第12条に規定する運賃の割引の適用を受けるときは、その旨 ⑪ 特約事項があるときは、その内容 (削除)	道路運送法第9条の2第1項に規定する一般貸切旅客自動車運送事業者（貸切バス事業者）運行のバスを利用して旅行を企画・実施する旅行業者等又は旅行サービス手配業者が旅行者又は旅行に関するサービスを提供する者と締結した契約の内容に係る重要な事項について 貸切バス事業者運行のバスを利用した旅行を企画・実施する旅行業者等又は旅行サービス手配業者が貸切バス事業者と締結した契約の内容は下記のとおりとする。 1. 契約の内容 (1) 運送の申込みに係る記載事項 運送の申込みの記載事項を以下のとおり定める。 ① 運送の申込者の氏名又は名称及び住所並びに電話番号その他の連絡先 ② 運送を受ける貸切バス事業者と運送契約を締結する者の氏名又は名称及び住所並びに電話番号その他の連絡先 ③ 運送の申込みに係る乗車人員 ④ 乗車定員別又は車種別の事業用自動車の数 ⑤ 事業用自動車の記車の地点及び日時 ⑥ 旅客が乗車する区間 ⑦ 運行の経路並びに主な経由地における発車及び到着の時間 ⑧ 事業用自動車の発車及び到着の日時、宿泊又は待機を要する場合はその旨その他事業用自動車の運行に関する旅行の日程 ⑨ 運賃及び料金の支払方法 ⑩ 一般貸切旅客自動車運送事業標準運送約款第12条に規定する運賃の割引の適用を受けるときは、その旨 ⑪ 特約事項があるときは、その内容 なお、貸切バス事業者から旅行業者等又は旅行サービス手配業者に対し、運送の引受けに係る手数料又はこれに類するものを支払う場合には、その額又は率を記載すること。ただし、これとは別に事面により貸切バス事業者と旅行業者等又は旅行サービス手配業者の間で契約が締結されている、当該契約の内容に手数料又はこれに類するものの支払について記載されている場合は、記載は要しない。

改正後	現行
(2) 運送の引込に係る記載事項 貸切バス事業者から交付された旅客自動車運送事業運輸規則(昭和31年運輸省令第44号)第7条の2に規定する運送引受書の記載事項とする。 なお、貸切バス事業者から交付を受けた運送引受書に、手数料金額(実費)に対する手数料がある場合(以下「月別・年別等の手数料又はその他経費等に該当する費用(以下「手数料等」という。))の記載がある場合、旅行業者等は、当該手数料等の取引の相手方として、その記載内容について十分に確認を行うものとする。 2. 運送の申込み及び運送引受書の保存 (1) 運送の申込み及び運送引受書の保存 運送申込み書は、原則として貸切バスの運行単位(運行の開始から終了まで)毎に作成し、貸切バス事業者が交付した最終的な契約内容が記載された運送引受書を保存する。 なお、実務上の利便性を考慮し、必ずしもこれに限定せず、1. の記載事項を貸切バスの運行単位毎に複数の書面に保存すること、又は、1. の記載事項を貸切バスの運行単位毎に把握できる形式で記録することなども可能とする。 (2) 運送引受書の保存期間 ① 運送引受書の保存期間は、運行の終了の日から1年間とする。 ② 運送引受書に手数料等の記載がある場合、当該費用に係る貸切バス事業者と旅行業者等との間で締結した契約書面の写し等と、契約の有効期限終了の日から1年間保存するものとする。 (削除) (3) その他 モデル様式は別添のとおり。	(2) 運送の引込に係る記載事項 道路運送法第9条の2第1項に規定する一般貸切旅客自動車運送事業(貸切バス事業者)から交付された旅客自動車運送事業運輸規則(昭和31年運輸省令第44号)第7条の2に規定する運送引受書の記載事項とする。 2. 運送の申込み及び運送引受書の保存 (1) 運送の申込み及び運送引受書の保存 運送申込み書は、原則として貸切バスの運行単位(運行の開始から終了まで)毎に作成し、貸切バス事業者が交付した最終的な契約内容が記載された運送引受書を保存する。 なお、実務上の利便性を考慮し、必ずしもこれに限定せず、1. の記載事項を貸切バスの運行単位毎に複数の書面に保存すること、又は、1. の記載事項を貸切バスの運行単位毎に把握できる形式で記録することなども可能とする。 (2) 運送引受書の保存期間 ① 運送引受書の保存期間は、運行の終了の日から1年間とする。 ② 運送引受書とは別に、貸切バス事業者と旅行業者等又は旅行サービス事業者との間で書面による契約が締結されている場合、当該契約の写しに添付した手数料又はこれに類するものの支払について記載されている場合、当該書面の保存期間は、当該契約の有効期限終了の日から1年間とする。 (3) 旅行業法第12条の5第3項又は第30条で定める書面の保存期間 貸切バス事業者から旅行業者等及び旅行サービス事業者の双方に対し、運送の引込に係る手数料又はこれに類するものを支払う場合に「1」④で定めるその額又は率の記載が困難な場合は、旅行業法第12条の5第3項又は第30条で定める旅行業法又は旅行サービス事業者の取引書面又はこれに類する書面を貸切バス事業者が旅行サービス事業者に交付するとともに、当該書面の保存期間は、運行の終了の日から1年間とする。 (4) その他 モデル様式は別添のとおり。

(2015)

運送申込書／運送引取書・乗車券

送付込者は、本館内をご記入願います。

[illegible]

型片・特金は、需要の急激な増加に反して、上級紙・下級紙ともに供給不足の状態にある。このうち、下級紙は、製造に必要となる材料から求めらるる割合が約10%（木炭屑と黄泥を原料）を割り引いた額であり、年間を平均して算出されるべきではありませぬ。

上記のとおり派遣を引受けます。 年 月 日・

二二五

上配のとおりの選送を受けず、

通貨・現金は、現金の準備に充て、上級債・下級債の両方で決まされるものです。このうち、下級債は、運送に必要な費用から求められる準備額から10%（本業調整と本業外費用引当）を割り引いた額であり、準備を算じて算出されるべきではあります。

上配のとおりの選送を受けず、

二二五

旧

配水場所の地図

新

配水場所の地図

測量欄（※ 記入スペースが必要な場合に使用）

測量欄（※ 記入スペースが必要な場合に使用）

＜記載事項＞

令和元年8月1日から、一般貸切旅客自動車運送事業者が運送の申込者に対して交付する運送引受書の記載事項に当該運送に係る手数料等の額が追加されることになり、旅客自動車運送事業運輸規則第7条の2に規定する運送引受書の記載事項を以下のとおりとする。

- (1) 申込者

一般貸切旅客自動車運送事業者に對して当該運送を申し込む者の氏名又は名称（担当係名）及び住所並びに代表者その他の連絡先（FAX番号、E-mailアドレス及び緊急連絡先、以下同じ。）を記載する。また、旅行業者（旅行業者や観光客及び旅行サービス提供業者を含む、以下同じ。）が申し込む場合は当該旅行業者等を記載する。
- (2) 契約の住所

一般貸切旅客自動車運送事業者と当該運送契約を締結する者の氏名又は名称（担当係名）及び住所並びに住所番号その他の連絡先を記載する。旅客が団体である場合は団体の名称を記載する。
- (3) 運賃

当該運送に係る運賃額及び前払い金と運賃との差額を算出した当該運送に係る運賃の上限額並びに下限額を記載する。
- (4) 税金

当該運送に係る税金額及び前払い金を算出した当該運送に係る税金の上限額並びに下限額を記載する。
- (5) 消費税

当該運送に係る消費税及び料金の消費税額を円単位で記載する。ただし、消費税の計算方法は各事業者の計算方法による。
- (6) 仕掛（税法）

当該運送に係る仕掛税額を消費税引単位で記載する。また、当該事業者の所属（例：有料道路料、駐車場代、ガイド代等）を記載する。
- (7) 会計請求金額

当該運送に係る運賃、税金、消費税及びその他の会計請求金額を円単位で記載する。
- (8) 手数料金額（税法）

① 運送者の「その他」に記される当該運送に係る事項のうち、運送を申し込む旅行業者等へあつせん手数料（以下「手数料」という。）を支払う又は支払った場合は、手数料金額を税引円単位で記載する。

② 「(6) 消費税に係る手数料がある場合は、(3) 運賃及び(4) 税金に係る手数料金額と区別して当該前払金にその前払金の額を記載する。
- (9) 月払・年払額

① 月や円単位で手数料が定められている場合など別項の運送に對して手数料（運賃）における手数料を含む、以下同じ。）が定められていない場合は、月払・年払等円単位で記載し、運賃の欄にその額及び内容、車両の運賃額にその額及び内容を記載又は別項の運賃の額とを運送引受書とともに備え置くこと、該当がない場合は月払・年払等円単位で記載する。

② 一般貸切旅客自動車運送事業者と旅行会社等との間で締結する年間契約等に対する取扱いについて、（平成26年3月31日付内閣府第028号）に定まる年間契約による運賃及び手数料の取扱いがなされているものであって、運送を申し込む旅行業者等へ手数料を支払う又は支払った場合は、当該引受書の運賃の欄に「年間契約による」と記載し、運賃の欄にその額及び内容を記載又は別項の運賃の額とを運送引受書とともに備え置くこと。
- (10) その他経費

① 手数料以外の名目で旅行業者等に対して旅費、会費、交通費、交通費運送費の「その他」に計上される経費を支払う又は支払った場合であつて当該支出名目の実体は、名目上手数料と区別しているだけで実質的に手数料と同一の性質のものであると判断される場合は手数料に計上するものとして、その前払金にレゾを記載し、車両の運賃額にその額及び内容を記載又は別項の運賃の額とを運送引受書とともに備え置くこと。該当がない場合はその前払金にレゾを記載する。

新	旧
一般貸切旅客自動車運送事業においては、旅行者、旅行者代理業者及び旅行サービス手配業者（以下「旅行者等」という。）との運送の引受けに際して、手数料等（名目に関わらず、運送の引受けに際して旅行者等に支払う金銭のことをいう。）が取りざされている。 手数料等については、事業者同士の自由な競争の下で取引されており、商慣行上定着しているところであるが、過大な手数料等を取引した場合、本来収受すべき運賃・料金が実質的に収受できず、安全を確保するための経費（以下「安全コスト」という。）を阻害することとなる。 このため、道路運送法上、過大な手数料等により安全コストを阻害している運送取引について、下記のとおり取り扱うので、この旨了知されたい。 なお、本件事務処理については、観光庁参事官（旅行振興）及び公益社団法人日本バス協会会長に対し、別添のとおり通知したので申し添える。	一般貸切旅客自動車運送事業においては、旅行者、旅行者代理業者及び旅行サービス手配業者（以下「旅行者等」という。）との運送の引受けに際して、手数料等（名目に関わらず、運送の引受けに際して旅行者等に支払う金銭のことをいう。）が取りざされている。 手数料等については、事業者同士の自由な競争の下で取引されており、商慣行上定着しているところであるが、過大な手数料等を取引した場合、本来収受すべき運賃・料金が実質的に収受できず、安全を確保するための経費（以下「安全コスト」という。）を阻害することとなる。 このため、道路運送法上、過大な手数料等により安全コストを阻害している運送取引について、下記のとおり取り扱うので、この旨了知されたい。 なお、本取扱いについては、観光庁参事官（旅行振興）及び公益社団法人日本バス協会会長に対し、別添のとおり通知したので申し添える。
記	記
1. 過大な手数料等による運賃の実質的な下限割れについての基本的な考え方 (1) 過大な手数料等により安全コストを阻害している運送取引は、定額運賃に対する脱法行為を防止するための規定である道路運送法第10条の運賃の割戻しに該当する。 (2) 運賃の割戻しは、一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の原価には旅行者等に支払う手数料等も含まれているため、安全コストを割り込んで手数料等を支払っているかどうかで判断する。 (3) 具体的には、「一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の届出及び変更命令の処理要領」について（平成11年12月13日付け自旅第129号）、「別紙3一般貸切旅客自動車運送事業の原価計算要領」について及び「一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の変更命令を行うか否かについて」の審査要領及び変更命令を発動する基準の細目について（平成26年7月1日付け国自旅第70号）「第1 運賃及び料金の原価の算定の規定に準じて直近の実績事業年度1年間の原価を算定する。 その原価の合計額に対して安全コスト（営業費（その他経費に含まれる手数料等を除く。）及び安全運行経費の合計額）が占める割合を個別の運送における運賃・料金に占める手数料等の率が割り込んでいる場合には、運賃の割戻しの対象となる。	1. 過大な手数料等により安全コストを阻害している運送取引は、定額運賃に対する脱法行為を防止するための規定である道路運送法第10条の運賃の割戻しに該当する。 2. 運賃の割戻しは、一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の原価には旅行者等に支払う手数料等も含まれているため、安全コストを割り込んで手数料等を支払っているかどうかで判断する。 3. 具体的には、「一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の届出及び変更命令の処理要領」について（平成11年12月13日付け自旅第129号）、「別紙3一般貸切旅客自動車運送事業の原価計算要領」について及び「一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の変更命令を行うか否かについて」の審査要領及び変更命令を発動する基準の細目について（平成26年7月1日付け国自旅第70号）「第1 運賃及び料金の原価の算定の規定に準じて直近の実績事業年度1年間の原価を算定する。 その原価の合計額に対して安全コスト（営業費（その他経費に含まれる手数料等を除く。）及び安全運行経費の合計額）が占める割合を個別の運送における運賃・料金に占める手数料等の率が割り込んでいる場合には、運賃の割戻しの対象となる。

(4) なお、行政処分又は指導を行う際には、「行政指導に関する独占禁止法上の考え方(平成6年6月30日公正取引委員会)」2.(2)価格に関する行政指導に留意すること。

(参考)

○行政指導に関する独占禁止法上の考え方(平成6年6月30日公正取引委員会)(抄)

2.行政指導の種類と独占禁止法

(2)価格に関する行政指導

公正かつ自由な競争を維持・促進するためには、商品又は役務の価格設定が事業者の自主的な判断に委ねられる必要があり、行政機関は、法令に具体的な規定がない価格に関する行政指導により公正かつ自由な競争が制限され、又は阻害されることのないよう十分留意する必要がある。例えば、次のような行政指導は、独占禁止法との関係において問題を生じさせるおそれがある。(独占禁止法第三条、第八条第一号、四号、五号、第十九条)

①「価格の引き上げ又は引き下げについて、その額・率(幅)等目安となる具体的な数字を示して指導すること。

このような行政指導により、事業者が共同して、又は事業者団体が、示された目安まで価格を引き上げ、又は引き下げ、又は引き下げることを決定することになるおそれがある。なお、ここでいう決定とは、明示的に決定し、又は合意することだけをいうのではなく、暗黙の了解又は共通の意思が形成されることも含まれる(以下同じ。)

2. 割戻しの対象となる手数料等の定義

(1) 一般貸切旅客自動車運送事業者(以下「貸切バス事業者」という。))が運送の引き受けに際して名目を問わず運送申込み者である旅行者等から支払う金銭は、原則として当該支払いにより届出た運賃の上限額を事実的に下回っている場合は運賃の割戻しの審査対象とする。ただし、実際に発生した経費として実体があり、貸切バス事業者に支払うべきもの又は運送引渡書に記載する手数料等とせず、運賃の割戻しの審査対象としない。

(2) 貸切バス事業者が運送申込み者である旅行者等以外の第三者に支払う金銭については、原則として運賃の割戻しの審査対象としない。貸切バス事業者から第三者に支払われた金銭が旅行者等が当該第三者から收受しているなど、実質的に手数料等と同様の性質のものとして判断される場合は、運送引渡書に記載する手数料等とし、当該支払いにより届出た運賃の下限額を事実的に下回っている場合は運賃の割戻しの審査対象とする。

また、運送の引き受けに際して旅行サービス手配業者が介在する場合であつて、貸切バス事業者から旅行サービス手配業者へ支払う金銭は、運送申込みに支払う手数料等と合算した当該支払いにより届出た運賃の上限額を事実

(4) なお、行政処分又は指導を行う際には、「行政指導に関する独占禁止法上の考え方(平成6年6月30日公正取引委員会)」2.(2)価格に関する行政指導に留意すること。

(参考)

○行政指導に関する独占禁止法上の考え方(平成6年6月30日公正取引委員会)(抄)

2.行政指導の種類と独占禁止法

(2)価格に関する行政指導

公正かつ自由な競争を維持・促進するためには、商品又は役務の価格設定が事業者の自主的な判断に委ねられる必要があり、行政機関は、法令に具体的な規定がない価格に関する行政指導により公正かつ自由な競争が制限され、又は阻害されることのないよう十分留意する必要がある。例えば、次のような行政指導は、独占禁止法との関係において問題を生じさせるおそれがある。(独占禁止法第三条、第八条第一号、四号、五号、第十九条)

①「価格の引き上げ又は引き下げについて、その額・率(幅)等目安となる具体的な数字を示して指導すること。

このような行政指導により、事業者が共同して、又は事業者団体が、示された目安まで価格を引き上げ、又は引き下げることを決定することになるおそれがある。なお、ここでいう決定とは、明示的に決定し、又は合意することだけをいうのではなく、暗黙の了解又は共通の意思が形成されることも含まれる(以下同じ。)

(新設)

質的に下回っている場合は運賃の割戻しの審査対象とする。

(3) 実費は平成14年12月13日付自旅第129号「一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の届出及び変更命令の処理要領について」別紙2第6のとおり基本的には旅客が全額を負担するものであるが、駐車場代、有料道路代、屋敷代、ガイド料など貸切バス業者が立て替えただけの実費に對して貸切バス業者が旅行者等に手数料等を支払っている場合は、原則として運賃・料金の手数料等と合算した当該支払いにより届け出た運賃の下限額を実質的に下回っている場合は運賃の割戻しの審査対象とする。

3. 名目上手数料以外として支払っているものの取扱い
貸切バス業者から旅行者等に支払われる個別の金銭が割戻しの審査対象となる手数料等に該当するかどうかについては観光部局における調査により個別に総合的に判断されることになるが、貸切バス業者が旅行者等からの運送を引き受けるために、当該旅行者等へ経費を支払う場合であつて、その経費に実体がなく、名目上手数料と区別しているだけで実質的に手数料と同一の性質のもので判断される場合は、当該支払いにより届け出た運賃の下限額を実質的に下回っている場合は運賃の割戻しの審査対象とする。ただし、貸切バス業者からの依頼に對して経費が発生している場合であつて、貸切バス業者がその内容、経費内訳等について把握し、客観的に説明できる場合は、実経費の支払いとして運賃の割戻しの審査対象としない。なお、実経費が発生している場合など実質的に手数料と同一の性質のもので判断される場合は、運送引受書に記載する手数料等とし、当該支払いにより届け出た運賃の下限額を実質的に下回っている場合は運賃の割戻しの審査対象とする。

4. 手数料等が個別の運送ではなく月や年単位等により定められている場合の取扱い

月や年単位で手数料等が定められている場合など個別の運送に對して手数料等が定められていない場合の運賃の割戻しの取扱いについて以下のとおり例示する。

(1) 手数料等が月単位で決められている場合

当該月単位の運送収入全体に手数料等が課されているものとして、その原価の合計額に對して安全コスト(営業費(その他経費に含まれる手数料等を除く。))及び安全運賃(経費の合計額)が占める割合を月単位の運賃・料金の総額に占める手数料等の率が割り込んでいる場合には、運賃の割戻しの対象となる。

(2) 手数料等が年単位で決められている場合

当該年単位の運送収入全体に手数料等が課されているものとして、その

原価の合計額に対して安全コスト(営業費(その他経費に含まれる手数料等を除く))及び安全運行経費の合計額)が占める割合を年単位の通賃・料金の総額に占める手数料等の率が割り込んでいる場合には、通賃の割引の対象となる。

③(3) 成果報酬型手数料は「オーパライドコミッション」の場合、配車回数や運送収入金額に応じて手数料等が変動する支払を行っている場合は、手数料率が月単位の場合は24%、(51)、年単位の場合は4%、(2)と同じ様の取扱いとす。

別添

国自旅第60号の3
令和元年 7月 9日

観光庁参事官（旅行振興） 殿

自動車局旅客課長

「旅客自動車運送事業運輸規則第7条の2に規定する運送引受書の
交付について」の一部改正について

平成28年1月15日に発生した軽井沢スキーバス事故を踏まえ、軽井沢スキーバス事故対策検討委員会がとりまとめた「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」を実施してきたところ。このうち、実質的な下限割れ運賃防止等の取引環境のさらなる適正化のため、本年6月14日に「旅客自動車運送事業運輸規則第7条の2第1項の運送引受書の記載事項を定める告示」（平成24年国土交通省告示第769号）を改正し、本年8月1日より、一般貸切旅客自動車運送事業者が運送の申込者に対して交付する運送引受書の記載事項に当該運送に係る手数料等の額を追加したことから、「旅客自動車運送事業運輸規則第7条の2に規定する運送引受書の交付について（平成30年8月23日付け国自旅第137号）」の参考様式を別添のとおり改正し、各地方運輸局自動車交通部長及び沖縄総合事務局運輸部長あて通達したので、この旨了知されるとともに、本取扱いが適切に実施されるよう一般社団法人日本旅行業協会及び一般社団法人全国旅行業協会等関係団体に対して周知されたい。

国 自 旅 第 6 0 号

令和元年 7 月 9 日

各地方運輸局自動車交通部長 殿

沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局旅客課長

「旅客自動車運送事業運輸規則第7条の2に規定する運送引受書の
交付について」の一部改正について

平成28年1月15日に発生した軽井沢スキーバス事故を踏まえ、軽井沢スキーバス事故対策検討委員会がとりまとめた「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」を実施してきたところ。このうち、手数料等による実質的な下限割れ運賃防止等の取引環境のさらなる適正化のため、本年6月14日に「旅客自動車運送事業運輸規則第7条の2第1項の運送引受書の記載事項を定める告示」（平成24年国土交通省告示第769号）を改正し、本年8月1日より、一般貸切旅客自動車運送事業者が運送の申込者に対して交付する運送引受書の記載事項に当該運送に係る手数料等の額を追加したことから、「旅客自動車運送事業運輸規則第7条の2に規定する運送引受書の交付について（平成30年8月23日付け国自旅第137号）」の参考様式を別添のとおり改正したので、遺漏のないよう取り扱われたい。

本件については、公益社団法人日本バス協会会長及び観光庁参事官（旅行振興）あて、別添のとおり通知したので申し添える。

国自旅第137号

平成30年8月23日

国自旅第60号

一部改正 令和元年 7月 9日

各地方運輸局自動車交通部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局旅客課長

旅客自動車運送事業運輸規則第7条の2に規定する運送引受書の交付について

一般貸切旅客自動車運送事業者は、運送を引き受けた場合には、旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号）第7条の2第1項各号に掲げる事項を記載した運送引受書を交付しなければならないこととされており、「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」として、平成28年11月には運送引受書に一般貸切旅客自動車運送事業者が届け出た運賃及び料金の上限及び下限額の記載を義務化したところである。

これにより、下限割れ運賃・料金による運送を防止する効果が発揮される一方で、上限及び下限額による幅運賃が単なる値引き幅として運用されている実態もあることから、幅運賃制度の趣旨を明確にするため、運送引受書の参考様式を別添のとおり定めるので、遺漏のないよう取り扱われたい。また、「旅客自動車運送事業運輸規則第7条の2に規定する運送引受書の交付について（平成26年3月26日付け国自旅第622号）」は廃止する。

なお、本件については、公益社団法人日本バス協会会長及び観光庁参事官（旅行振興）あて、別添のとおり通知したので申し添える。

(別添)

運送申込書／運送引受書・乗車券

※申込者は、太線内をご記入願います。

申込者				氏名・名称 (担当者名)		住所		申込日： 年 月 日		電話： - -		FAX： - -		E-mail：		緊急連絡先： - -	
契約責任者				氏名・名称 旅客の団体の名称： (担当者名)		住所		電話： - -		FAX： - -		E-mail：		緊急連絡先： - -			
運送を引受ける者				氏名・名称		住所		電話： - -		FAX： - -		E-mail：		緊急連絡先： - -			
				事業許可		年 月 日 第 号		営業区域：		任意保険・共済							
申込乗車人員		人		乗車定員別又は車種別の車両数		大型車 両		中型車 両		小型車 両		対人 無制限		対物 200万円		万円 無制限	
配車日時		月 日 ()		配車場所								※該当するものに○を記入					
旅行の日程																	
	月日	発地	発車時刻	主な経由地	到着時刻	着地	宿泊場所	待機時間	乗務員の休憩		備考						
									地点	時間							
①	/		:		:			:		:							
②	/		:		:			:		:							
③	/		:		:			:		:							
④	/		:		:			:		:							
うち、旅客が乗車しない区間：								() 営業所車庫									
交替運転者		有・無 交替の地点 () 「無」の場合の理由：昼間短距離・その他 ()						【運行開始日時】 月 日 ()		【運行終了日時】 月 日 ()							
車掌 (ガイド)		有・無 交替の地点 ()															
運賃及び料金の支払方法		□ 銀行振込 □ 現金 □ その他 () 支払期日： 年 月 日						【走行距離】 総 km 実車 km		【走行時間】 総 時間 分 実車 時間 分							
適用を受けようとする割引		□ 学校団体割引 □ 障害者施設団体割引 □ その他 () 割引) ※ 標準運送約款 5 条 2 項に規定する所定の証明書を添付。						運賃 (上限額： 円 下限額： 円) *		料 金 (上限額： 円 下限額： 円) *							
特約事項								消費税 円 実費 (税込) 円 (実費の詳細：)		合計請求金額 円							
								手数料等		手数料金額 (税込) 円 月払・年払等 □有 □無 その他経費等 □有 □無							

* 運賃・料金は、需要の季節変動に応じて、上限額・下限額の幅の中で決定されるものです。このうち、下限額は運送に必要な費用から求められる基準額から10% (本来賄われるべき一般管理費と営業外費用相当) を割り引いた額であり、年間を通じて適用されるべきではありません。

上記のとおり運送を引受けます。 年 月 日

配車場所の地図

備考欄（※ 記入スペースが必要な場合に使用）

＜記載要領＞

令和元年8月1日から、一般貸切旅客自動車運送事業者が運送の申込者に対して交付する運送引受書の記載事項に当該運送に係る手数料等の額が追加されることに伴い、旅客自動車運送事業運輸規則第7条の2に規定する運送引受書の記載要領を以下のとおりとする。

(1) 申込者

一般貸切旅客自動車運送事業者に対して当該運送を申し込む者の氏名又は名称（担当者名）及び住所並びに電話番号その他の連絡先（FAX番号、Eメールアドレス及び緊急連絡先。以下同じ。）を記載する。旅行業者等（旅行業者代理業者及び旅行サービス手配業者を含む。以下同じ。）が申し込む場合は当該旅行業者等を記載する。

(2) 契約責任者

一般貸切旅客自動車運送事業者と当該運送契約を締結する者の氏名又は名称（担当者名）及び住所並びに電話番号その他の連絡先を記載する。旅客が団体である場合は団体の名称を記載する。

(3) 運賃

当該運送に係る運賃額及び届け出た運賃を基に算定した当該運送に係る運賃の上限額並びに下限額を消費税抜円単位で記載する。

(4) 料金

当該運送に係る料金額及び届け出た料金を基に算定した当該運送に係る料金の上限額並びに下限額を消費税抜円単位で記載する。また、当該料金の種類を記載する。

(5) 消費税

当該運送に係る運賃及び料金の消費税額を円単位で記載する。なお、消費税の計算方法は各事業者の計算方法による。

(6) 実費（税込）

当該運送に係る実費額を消費税込円単位で記載する。また、当該実費の詳細（例：有料道路代、駐車場代、ガイド代等）を記載する。

(7) 合計請求金額

当該運送に係る運賃、料金、消費税及び実費の合計額を円単位で記載する。

(8) 手数料金額（税込）

① 運送費の「その他」に計上される当該運送に係る費用のうち、運送を申し込む旅行業者等へあつせん手数料（以下「手数料」という。）を支払う又は支払った場合は、手数料金額を税込円単位で記載する。

② (6) 実費に係る手数料がある場合は、(3) 運賃及び(4) 料金に係る手数料金額と区別して実費内容毎に裏面の備考欄に税込円単位で記載する。

(9) 月払・年払等

① 月や年単位で手数料が定められている場合など個別の運送に対して手数料（実費における手数料含む。以下同じ）が定められていない場合は、月払・年払等□有に✓を記載し、裏面の備考欄にその額及び内容を記載又は契約書の写し等を運送引受書とともに備え置くこと。該当がない場合は月払・年払等□無に✓を記載する。

② 成果報酬型手数料（オーバーライドコミッション）等、配車回数や運送収入金額に応じて手数料が変動し、運送引き受け時に具体的な手数料金額の記載が困難な場合は、月払・年払等□有に✓を記載し、裏面の備考欄にその額及び内容を記載又は契約書の写し等を運送引受書とともに備え置くこと。該当がない場合は月払・年払等□無に✓を記載する。

③ 「一般貸切旅客自動車運送事業者と旅行会社等との間で締結する年間契約等に対する取扱いについて」（平成26年3月31日付国自旅第628号）に基づき年間契約による運賃及び料金の設定届出がなされているものであって、運送を申し込む旅行業者等へ手数料を支払う又は支払った場合は、運送引受書の表面の手数料金額に「年間契約による」と記載し、裏面の備考欄にその額及び内容を記載又は契約書の写し等を運送引受書とともに備え置くこと。

(10) その他経費等

① 手数料以外の名目で旅行業者等に対して旅費、会議費、交際費等運送費の「その他」に計上される経費を支払う又は支払った場合であって当該支出名目の実体がなく、名目上手数料と区別しているだけで実質的に手数料と同一の性質のものと判断される場合は手数料に類するものとして、その他経費等□有に✓を記載し、裏面の備考欄にその額及び内容を記載又は契約書の写し等を運送引受書とともに備え置くこと。該当がない場合はその他経費等□無に✓を記載する。

② 手数料以外の名目で旅行業者等に対して広告宣伝費、協賛金、協会加盟料、システム利用料、各種会費等、一般管理費の「その他」に計上される経費を支払う又は支払った場合であって当該支出名目の実体がなく、名目上手数料と区別しているだけで実質的に手数料と同一の性質のものと判断される場合は手数料

に類するものとして、その他経費等□有に✓を記載し、裏面の備考欄にその額及び内容を記載又は契約書の写し等を運送引受書とともに備え置くこと。該当がない場合はその他経費等□無に✓を記載する。

- ③ 運送の引き受けに際し、運送を申し込む旅行会社等以外の旅行者等へ手数料等を支払う又は支払った場合は、運送を申し込む旅行者等への手数料等とは区別してその他経費等□有に✓を記載し、裏面の備考欄にその額及び内容を記載又は契約書の写し等を運送引受書とともに備え置くこと。該当がない場合はその他経費等□無に✓を記載する。
- ④ その他経費等の支払いにあたり月払・年払等があれば、裏面の備考欄にその額及び内容を記載又は契約書の写し等を運送引受書とともに備え置くこと。

(参考) 旅客自動車運送事業等報告規則に基づく報告書類の記載等に際しての留意点等について

(平成14年5月23日国自旅第31号)

運送費の「その他」に計上される費用とは、現業部門に係る経費で他の科目に属さないもの(例:旅費、被服費、水道光熱費、備品費、通信運搬費、会議費、交際費、あっせん手数料)

一般管理費の「その他」に計上される費用とは、管理部門に係る人件費以外の費用(例:減価償却費、保険料、施設使用料、施設賦課税、広告宣伝費)

手数料以外の名目で旅行者等に支払われる金銭であっても、手数料に類するものとして運送引受書に記載する必要のあるものを参考までに例示すると以下のとおり。

【例】

- ・旅行者等と広告宣伝費を支払う契約を締結したが運送引受書交付時に広告宣伝の内容、経費内訳等把握しておらず、客観的に説明が困難な場合。
- ・旅行者等との目標取引額を達成した場合に、広告宣伝費、協会費の名目で金銭を支払う場合。
- ・旅行者等にインターネット広告や新聞折り込み広告を発注し、当該旅行者等に広告宣伝費として金銭を支払う場合であってその内容を貸切バス業者が客観的に説明できるが、その支払い金額が社会通念上著しく高額であるなど実態と乖離している場合。
- ・協会等において実施した研修会の参加費用を旅行者等に協会費として支払う場合であって、その研修会の内容を貸切バス業者が客観的に説明できるが、その支払い金額が社会通念上著しく高額であるなど実態と乖離している場合。
- ・出張のためのバック旅行商品の手配代金を旅行者等に旅費として支払う場合であって、その出張のためのバック旅行商品の内容を貸切バス業者が客観的に説明できるが、その支払い金額が社会通念上実態と乖離している場合。

以上の事例は、あくまでも例示に過ぎないので、例示以外の名目による手数料等の取扱いについては、個別に判断を行うものとするが、不明な場合は、その都度本省に照会されたい。なお、本通達の取扱いについては、今後、取引の実態等を踏まえ、必要に応じて適宜見直しを行うこととする。